

仕様書

京都市建設局伏見土木みどり事務所
(担当：山手・笹原 075-611-5371)

1 業務名

整地修繕（伏見区醍醐山他 地内）

2 業務の目的

一般府道醍醐大津線の碎石舗装の修繕を行うもの。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年9月30日まで

4 履行場所

京都市伏見区醍醐山他 地内

5 業務範囲

箇所図及び現状写真

6 業務内容

- ・履行場所の凹みがある箇所の整地修繕を実施する。
（整地：碎石補充及び転圧や流動した碎石舗装のすき取り及び、敷均し転圧等を意味する）
※詳細の施工方法は契約後、現場立会にて決定
- ・事前に現場を確認し、施工箇所及び必要数量を確認すること。不明点があれば、担当者と現地立会を行うこと。
- ・事前に建設局伏見土木みどり事務所職員と施工時期、施工範囲及び施工方法について、打ち合わせのうえ、業務にあたるものとする。
- ・業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。
- ・交通規制の方法によっては、周辺住民への周知ビラ配布が必要なため、ビラの作成、配布を行うこと（ビラの内容、配布範囲は担当者と相談すること）。

7 留意事項

- ・作業の際は、実施現場内又はその隣接敷地若しくは付近道路の工作物に損傷がないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任にて対応すること。
- ・災害を未然に防ぐため、常に火気に細心の注意を払い、後始末等を自らの責任で徹底すること。
- ・作業員には、清潔で安全な服装をさせ、請負者の職員であることを示すものを着用すること。
- ・当該箇所近隣の関係者との間で問題が生じないよう近隣への周知等に留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- ・本業務は公共性が高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。

- ・作業中、近隣住民からの要望、通行車両等からの苦情、事故の発生等があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。
- ・原則、平日の午前9時から午後5時の間に作業を行うこと。
- ・作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。

また、事故等が発生した場合は、受注者の責任で解決すること。

8 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

箇所図

135. 821682, 34. 952775

135. 825812, 34. 952775



成身院
女人堂

—— : 業務箇所



○ : 補修箇所（業務範囲に多数あり）